戸籍謄本・抄本等交付申請書（郵送用）

年　　月　　日

次のとおり、手数料（定額小為替）、返信用封筒（切手貼付）、本人確認書類の写しを添えて請求します。

請求者	住所	〒	連絡先	※昼間に連絡がつく電話番号
	ふりがな		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦
	氏 名	※自署してください。		年　　月　　日生
必要な方との関係	本人 ・ 配偶者 ・ 子 ・ 父母 ・ 祖父母 ・ 孫 ・ その他（　　）			

本籍	三重県 亀山市	筆頭者	

必要な証明書の種類	手数料	必要な方の氏名	必要な通数
戸籍謄本（全部事項証明書）	450円		通
戸籍抄本（個人事項証明書）	450円		通
除籍謄本（除籍全部事項証明書）	750円		通
除籍抄本	750円		通
改製原戸籍謄本（平成・昭和・大正）	750円		通
戸籍の附票（全員の写し）	300円		通
戸籍の附票（個人の写し）	300円		通
改製原附票（平成）	300円		通
身分証明書　※1	300円		通
独身証明書	300円		通
住民票（ 本籍：有・無 / 続柄：有・無 ）	300円		通
その他　（　　）証明			通

※1 本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。

申請の理由 （証明の使いみち） ※右の該当する□にチェックしてください （　）欄をご記入ください	□相続手続 被相続人（死亡された方）の氏名　（　　） 被相続人の □出生から死亡まで連続した戸籍　[___セット] □出生から婚姻まで連続した戸籍　[___セット] □婚姻から死亡まで連続した戸籍　[___セット] □その他（　　） □パスポート申請 パスポートを取得される方の氏名　（　　） □戸籍届出 □婚姻届　□離婚届　□転籍届　□分籍届　□その他（　　） □車の廃車等の手続 車検証の住所及び氏名　（　　） □その他（　　）
その他連絡事項	

最近2週間以内に 戸籍の届出をされましたか	いいえ　はい　　年　　月　　日 届出をされた市区町村名 _____ 届出の種類 _____ 届

●この請求書の記入に不備があると、未処理のまま返送される場合があります。
●その他不明な点がありましたら、本籍地の市区町村の担当課へお問い合わせください。
●証明の手数料は、市区町村によって異なりますので、あらかじめ本籍地の市区町村で確認してください。
●戸（除）籍謄本等の申請は、原則として、本人又は直系の親族の方からしかできません。
それ以外の代理人の方が申請される場合は、本人又は直系の親族からの委任状が必要になります。
●相続手続き等、場合によっては続柄のわかる戸籍謄本（抄本）の写し等の資料が必要な場合があります。
●正当な事由のある第三者による請求には、疎明資料が必要な場合があります。
●自署の場合は、押印不要です。ゴム印又はデジタル印字等の場合は、記名押印してください。

郵送での戸籍謄抄本等の取り寄せ方法について

戸籍（除籍）謄抄本や附票、身分証明書などは、本籍のある市区町村から郵送で取り寄せることができます。

＜取り寄せに必要なもの＞

① **申請書**　戸籍謄本・抄本等交付申請書（郵送用）に必要事項を記入します。

② **手数料**　本籍地の市区町村にあらかじめ確認し、必要分の定額小為替（切手不可）を同封します。
定額小為替は、ゆうちょ銀行（郵便局）で購入します。

③ **返信用封筒**　返信先の住所・氏名を記入し、切手を貼ったものを同封します。
お急ぎの場合は、速達料の切手を貼ってください。
メール便、宅配便、ゆうパック等は、返信用に使えません。

④ **本人確認書類**　公的機関が発行した本人確認書類をコピーします。

本人確認書類とは

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国民健康保険証等の被保険者証で氏名・住所の記載のあるものなど

※パスポート、年金手帳等は、現住所が記載されていませんので、本人確認の書類となりませんので、ご注意ください。

＜請求方法＞ ①②③④を同封し、本籍地である市区町村の戸籍係に請求します。

例：速達郵便で請求する場合

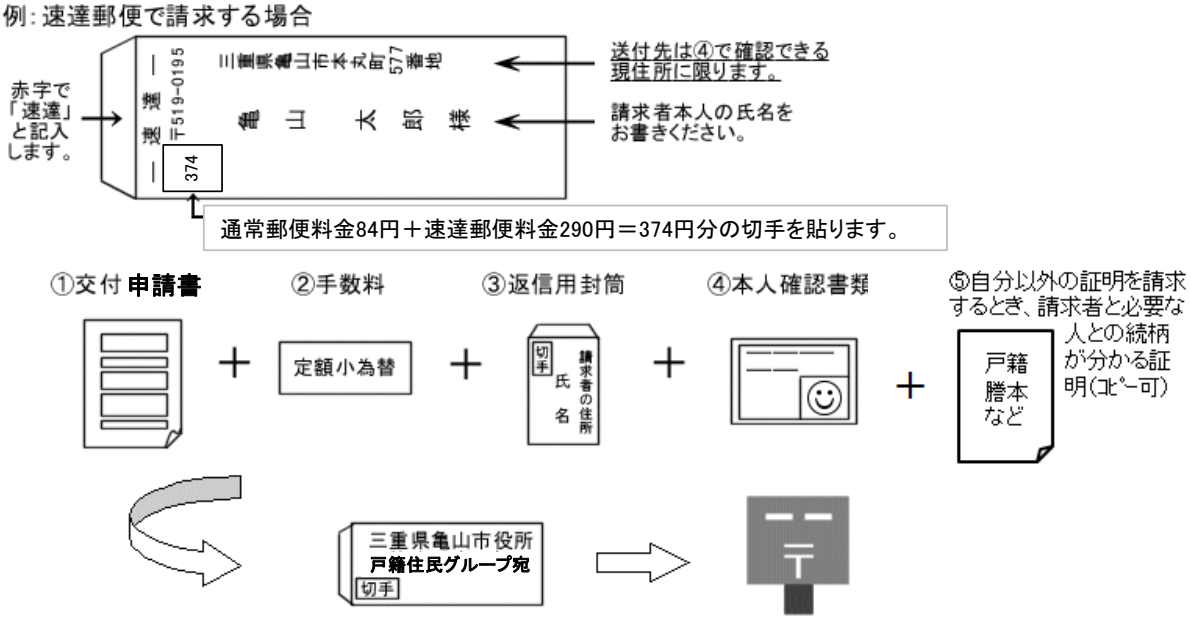

＜注意事項＞

亀山市では、平成21年3月28日に現在戸籍の電子化を行いました。
このことに伴い、平成21年3月27日以前の戸籍の証明が必要な場合は、改製原戸籍を請求してください。
また、電子化後の戸籍では、継続中でない身分事項については記載されません。
戸籍附票は、平成21年3月28日時点以降の住所地の記載となりますので、これ以前の住所地の証明が必要な場合は、改製原附票を請求してください。
郵送での請求は、配達の日数と役所（場）での処理日数が必要です。余裕をもって申請してください。
証明書の枚数等によって郵便料金に差が生じますので、本市への返送を防ぐために、すべての返信用封筒に【不足分受取人払】のゴム印を押印させていただきます。
虚偽の請求などの不正行為は、法により罰せられます。
個人のプライバシーの侵害につながるおそれのある請求に応じることはできません。

〒519－0195　三重県亀山市本丸町577番地
亀山市 市民文化部 市民課 戸籍住民グループ　　電話　0595（84）5003・5004